

八尾市男女共同参画施策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地域に根ざした男女共同参画社会をめざして、本市における男女共同参画関連施策を総合的、効果的に推進するため、八尾市男女共同参画施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の実現を推進するための行動計画の総合的かつ効果的な推進に関すること
- (2) その他本市における男女共同参画に関する課題解決のため、講ずべき施策に係わる基本方針の協議に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び副本部長並びに本部役員で組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者をもって充てる。

3 本部役員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となり会務を総理する。

2 本部長に事故あるときは、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 本市における男女共同参画に関する課題解決に向けて、推進本部の所掌事務を円滑に推進し、講ずべき施策の検討を行うため、推進本部の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者及び人権文化ふれあい部長が指名する女性管理職員をもって充てる。

3 幹事会の会議は、人権文化ふれあい部長が召集し、主宰する。

4 幹事会は、協議事項に関係ある幹事のみで開催することができる。

5 幹事会の主宰者は必要と認めるときは、幹事会の幹事以外の職員を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(ワーキング会議)

第6条 本市における男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項についての調査研究を行うため、ワーキング会議を開催する。

2 ワーキング会議は、人権文化ふれあい部長が指名する幹事会の幹事及び調査事項に係る所属の職員で組織する。

3 ワーキング会議に座長を置き、人権文化ふれあい部長が指名するワーキング会議の委員がこれにあたる。

4 座長は必要と認めるときは、ワーキング会議の委員以外の職員及び有識者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部及び幹事会、ワーキング会議の庶務は人権文化ふれあい部人権政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し、必要な事項は本部長が定める。

附 則

1 この要綱は昭和63年4月1日から施行する。

2 八尾市女性問題企画推進会議設置要綱（昭和61年5月1日制定）及び八尾市女性問題懇談会設置要綱（昭和61年5月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 8 月 25 日から施行する。

別表 1

政策推進担当部長
総務部長
人事担当部長
財政部長
人権文化ふれあい部長
市民ふれあい担当部長
健康福祉部長
健康推進担当部長
こども未来部長
経済環境部長
建築都市部長
公共施設建設担当部長
土木部長
下水道担当部長
会計管理者
市立病院事務局長
消防長
水道局長
学校教育部長
教育推進担当部長
生涯学習部長
市議会事務局長
監査事務局長

別表 2

市長直轄	政策推進課長
総務部	総務課長
	市政情報課長
	人事課長
	職員課長
財政部	財政課長
人権文化ふれあい部	人権政策課長
	自治推進課長
健康福祉部	地域福祉政策課長
	高齢福祉課長
	介護保険課長
	保健推進課長
こども未来部	こども政策課長
経済環境部	産業政策課長
建築都市部	都市計画課長
土木部	土木管財課長
市立病院事務局	企画運営課長
消防本部	消防総務課長
水道局	経営総務課長
学校教育部	総務人事課長
	指導課長
	人権教育課長
生涯学習部	生涯学習スポーツ課長
人権文化ふれあい部長が指名する女性管理職員	